

温泉利用許可施設等監視指導マニュアル

第1 目的

県内における温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を確保することを目的とする。

第2 立入検査

1 検査の対象

温泉のゆう出及び揚湯量を管理する設備等（以下「温泉源施設」という。）、可燃性天然ガス分離設備等（以下「温泉採取許可施設等」という。）及び温泉法第15条第1項の許可を受けた施設（以下「温泉利用施設」という。）とする。

2 検査の実施

温泉源施設、温泉採取許可施設等及び温泉利用施設の検査は、計画的に実施するものとする。ただし、温泉飲用施設及び1キログラム中に総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉（以下「硫黄泉」という。）を利用する浴用施設（以下「硫黄泉利用施設」という。）は、毎年1回以上検査を行うものとする。

また、検査は当該温泉源施設等の関係職員の立会いの下に、温泉源施設等検査報告書（別記様式1-1）又は温泉利用施設検査報告書（別記様式1-2）に掲げる施設の維持管理等の状況及び法令上の手続きに関する事項について行うものとする。

3 検査の内容

(1) 共通

- ア 各種許可及び届出の内容に変更がないか確認する。
- イ 各種記録が正しく行われ、適正に保存されているか確認する。

(2) 温泉源施設

- ア 無許可で新たな掘削、増掘又は動力を装置していないか確認する。
- イ 動力装置を変更していないか確認する。
既許可の動力装置の能力と同等又はそれ以下の場合は、温泉動力装置変更届を提出するよう指導する。なお、既許可の動力装置の能力を超えている場合にあっては、新規の許可が必要である。
- ウ 硫黄泉の場合は、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に対する十分な保安設備（立入禁止柵、施錠設備、立札等）を設けているか確認する。
→審査基準第2参照
- エ 温泉のゆう出量（揚湯量）及び泉温等を確認する。
温泉源の管理者から温泉のゆう出量及び泉温等について聞き取りを行う。温泉ゆう出届の成分及びゆう出量と異なっている場合は、温泉所有者等変更届の提出を指導する。また、動力を装置している場合にあっては、その装置の許可時の揚湯量を超えていないかを確認する。

(3) 温泉採取許可施設等

- ア 温泉採取許可を受けた施設については、ガス分離設備の構造の変更等の可

燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更がないか確認する。また、温泉法施行規則第6条の3に規定する技術基準に適合しているか確認する。

イ 温泉採取確認を受けた施設については、可燃性天然ガスの発生量に変化が生じていないかを聞き取り又はガス検知器で確認する。

(4) 温泉利用施設

【ア 温泉成分等掲示】

(ア) 温泉成分等の掲示が、届出どおりに行われているか確認する。また、届出内容と変わっていないか確認する。

(イ) 温泉成分分析（鉱泉分析試験）を、10年以内に1回、実施しているか確認する。

【イ 温泉浴用施設】

(ア) 温泉利用施設の換気、採光又は温泉の利用方法等が公衆衛生上適正になされているか確認する。

(イ) 飲用の許可を得ていない施設では、飲用不適の表示等、飲用防止措置が講じられているか（不用意にコップ等を置いていないか）確認する。

(ウ) 公衆浴場法又は旅館業法のいずれも適用されない場合も、これらに準じた衛生管理を助言することが望ましい。

【ウ 循環水利用浴用施設】

(ア) 循環水を浴槽水として利用する場合の衛生管理が適正になされているか確認する。

→審査基準第1参照

【エ 硫黄泉利用施設】

(ア) 硫化水素を原因とする中毒事故の防止のために必要な設備構造等の管理が適正になされているか確認する。

→審査基準第2参照

【オ 温泉飲用施設】

(ア) 温泉利用施設の管理が適正になされているか確認する。

→審査基準第4参照

(イ) 飲用蛇口において、細菌学的検査（一般細菌、大腸菌群）を年1回以上実施しているか確認する。

→審査基準第5参照

4 立入検査結果の報告

(1) 検査員は、検査を行ったときは、温泉源施設等検査報告書（別記様式1-1）又は温泉利用施設検査報告書（別記様式1-2）により生活衛生課長又は厚生センター所長（支所長）に報告するものとする。

(2) 生活衛生課長又は厚生センター所長は、検査の結果について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該温泉源施設又は温泉利用施設の管理者に対し、当該検査の結果について通知するものとする。（別記様式1-3、1-4）

(3) 厚生センター所長は、検査の結果について、当該年度終了後10日以内に温泉利用施設等検査実績集計表（別記様式2）及び指導事項のあった施設の内訳表（別記様式3）を厚生部長に提出するものとする。

温泉源施設等検査報告書

検査年月日 年 月 日

厚生センター所長(支所長) 殿
生活衛生課長 殿

厚生センター(支所)、生活衛生課

温泉地名		源泉名			
検査対象の種別		1 温泉源施設：動力装置(有・無)、温泉利用(有・無)、硫黄泉(該当・非該当) 2 温泉採取(許可施設・確認施設)			
立会者所属職氏名					
検査者職氏名 印					
区分		検査項目	適否	摘要	
温泉源施設	許可等	1 所有者の変更はないか。 (温泉所有者、温泉ゆう出地の土地の所有者、動力装置の所有者)	適・否		
		2 温泉ゆう出地(採取地)の所在、地番、地目の変更はないか。	適・否		
		3 温泉地名、源泉名の変更はないか。	適・否		
		4 温泉の成分及びゆう出量の変更はないか。	適・否		
		5 無許可で新たな掘削、増掘、動力の装置をしていないか。	適・否		
		6 温泉動力装置の変更はないか。	適・否		
	安全対策	7 硫黄泉の場合、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に対する十分な保安設備(立入禁止柵、施錠設備、立札等)を設けているか。	適・否		
	温泉モニタリング	8 実施項目(□ゆう出量、□揚湯量、□泉温、□圧力、□その他) ※測定した場合(項目及び測定値)	/		
温泉採取	許可施設	9 被許可者の変更はないか。	適・否		
		10 可燃性天然ガス発生設備間の配管の位置、構造に変更はないか。	適・否		
		11 可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋に防爆性能を有する電気設備の新設はないか。	適・否		
		安全対策	12 可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更がないか。	適・否	
			13 可燃性天然ガス発生設備の維持管理は適切か。(省令第6条の3に規定する技術基準が遵守されているか。下記14~17を除く。)	適・否	
			14 可燃性天然ガス発生設備周辺への立入制限、火気使用禁止措置は適正にされているか。(立入禁止柵、施錠、立札等)	適・否	
			15 日常的な点検作業を実施しているか。	適・否	
	16 日常的な点検作業結果を記録し、2年間保存しているか。		適・否		
	17 採取時災害防止規程を温泉の採取場所に備えているか。		適・否		
	確認施設	確認等	18 被確認者の変更はないか。	適・否	
		安全対策	19 可燃性天然ガス濃度が採取許可の必要な基準を超えていないか。	適・否	
	共通	可燃性天然ガス	20 メタンガスを測定した場合の結果 測定場所() 測定方法()、測定結果(%LEL)	適・否	
	指導事項				

温泉利用施設検査報告書

検査年月日 年 月 日

厚生センター所長(支所長) 殿

厚生センター(支所)

温泉利用施設名			
温泉地名	源泉名		
検査対象の種別	1 温泉浴用許可施設：硫黄泉利用施設(該当・非該当)、循環ろ過装置(有・無) 公衆浴場業許可(有・無)、旅館業許可(有・無) 2 温泉飲用許可施設		
立会者所属職氏名			
検査者職氏名 印			

区分		検査項目	適否	摘要
温泉利用施設	許可等	1 被許可者の変更はないか。	適・否	
		2 温泉利用施設の所在地、地番の変更はないか。	適・否	
		3 温泉利用許可施設に変更はないか。 (利用源泉、利用場所、給湯施設、循環ろ過装置、浴槽等)	適・否	
	掲示	4 温泉成分等の掲示が届出どおりにされているか。	適・否	
		5 掲示内容と実際の運用が一致しているか。 (掲示内容、掲示場所の確認、加水等の変更)	適・否	
		6 温泉成分の分析を10年以内に1回実施しているか。	適・否	
	浴用施設	7 浴室、浴槽等が常に清掃され、十分な温泉量が供給されているか。	適・否	
		8 浴室等の換気、採光が十分か。	適・否	
		9 飲用の許可を得ていない施設では、飲用不適の表示等、飲用防止措置が講じられているか。(不用意にコップ等を置いていないか。)	適・否	
	循環装置	10 外湯(露天風呂)にやむを得ず循環水を使用している場合、内湯とは別の循環ろ過装置としているか。	適・否	
		11 気泡発生装置等の空気取入口には土埃が入らないようにするための措置が講じられているか。	適・否	
	硫黄泉利用施設	12 空気中の硫化水素濃度が基準値を超えないように、浴室(露天風呂の場合は利用空間)に換気孔等(必要に応じて湯畑その他のばっ気装置等)を設けているか。 (ア)浴槽湯面から上方10cmの位置 ppm(≤20ppm) (イ)浴室床面から上方70cmの位置 ppm(≤10ppm)	適・否	
		13 換気孔等は2箇所以上(うち1箇所は、浴室の床面と同じ高さ)に設けているか。	適・否	
		14 浴槽の湯面が、浴室の床面より高くなるよう設けているか。	適・否	
		15 浴槽への温泉注入口は、浴槽湯面より上方に設けているか。	適・否	
		16 浴室等の換気状態の確認をしているか。	適・否	
		17 厚生センター所長が必要と認めたときは、浴室内の硫化水素濃度を原則毎日2回以上(うち1回は浴室利用開始前に)測定し、濃度に異常のないことを確認しているか。また、測定記録を保管しているか。	適・否	
		18 浴室が利用に供されている間、常に浴槽に温泉が満ちているか。	適・否	
		19 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配っているか。	適・否	
		20 湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等に、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けているか。	適・否	
		飲用施設	21 施設を衛生的に管理しているか。 (源泉、中継槽、貯湯槽、送・引湯管路、飲用口)	適・否
	22 飲泉用コップは使い捨てにする等衛生的に管理しているか。		適・否	
	23 飲泉口で採取した温泉水の水質検査を年1回以上しているか。		適・否	
	24 水質基準に適合しないときは直ちに飲用を停止し届け出ているか。		適・否	
指導事項				

温泉源施設等の検査結果について(通知)

富山県厚生センター所長(支所長)
富山県厚生部生活衛生課長

年 月 日に実施した貴施設等の検査の結果は、次のとおりです。

温泉地名		源泉名				
検査対象の種別		1 温泉源施設：動力装置（有・無）、温泉利用（有・無）、硫黄泉（該当・非該当） 2 温泉採取（許可施設・確認施設）				
立会者所属職氏名						
検査者職氏名						
区分		検査項目		適否	摘要	
温泉源施設	許可等	1	所有者の変更はないか。 (温泉所有者、温泉ゆう出地の土地の所有者、動力装置の所有者)	適・否		
		2	温泉ゆう出地（採取地）の所在、地番、地目の変更はないか。	適・否		
		3	温泉地名、源泉名の変更はないか。	適・否		
		4	温泉の成分及びゆう出量の変更はないか。	適・否		
		5	無許可で新たな掘削、増掘、動力の装置をしていないか。	適・否		
		6	温泉動力装置の変更はないか。	適・否		
	安全対策	7	硫黄泉の場合、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に対する十分な保安設備（立入禁止柵、施錠設備、立札等）を設けているか。	適・否		
	温泉モニタリング	8	実施項目（□ゆう出量、□湯量、□泉温、□圧力、□その他） ※測定した場合（項目及び測定値）			
温泉採取	許可等	9	被許可者の変更はないか。	適・否		
		10	可燃性天然ガス発生設備間の配管の位置、構造に変更はないか。	適・否		
		11	可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋に防爆性能を有する電気設備の新設はないか。	適・否		
		安全対策	12	可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更がないか。	適・否	
			13	可燃性天然ガス発生設備の維持管理は適切か。(省令第6条の3に規定する技術基準が遵守されているか。下記14~17を除く。)	適・否	
			14	可燃性天然ガス発生設備周辺への立入制限、火気使用禁止措置は適正にされているか。(立入禁止柵、施錠、立札等)	適・否	
			15	日常的な点検作業を実施しているか。	適・否	
	16	日常的な点検作業結果を記録し、2年間保存しているか。	適・否			
	17	採取時災害防止規程を温泉の採取場所に備えているか。	適・否			
	確認施設	確認等	18	被確認者の変更はないか。	適・否	
		安全対策	19	可燃性天然ガス濃度が採取許可の必要な基準を超えていないか。	適・否	
	共通	可燃性天然ガス	20	メタンガスを測定した場合の結果 測定場所（ ） 測定方法（ ）、測定結果（ %LEL）	適・否	
	指導事項					

温泉利用施設の検査結果について(通知)

富山県厚生センター所長(支所長)

年 月 日に実施した貴施設の検査の結果は、次のとおりです。

温泉利用施設名					
温泉地名		源泉名			
検査対象の種別		1 温泉浴用許可施設：硫黄泉利用施設（該当・非該当）、循環ろ過装置（有・無） 公衆浴場業許可（有・無）、旅館業許可（有・無） 2 温泉飲用許可施設			
立会者所属職氏名					
検査者職氏名					
区分	検査項目		適否	摘要	
温泉利用施設	許可等	1	被許可者の変更はないか。	適・否	
		2	温泉利用施設の所在地、地番の変更はないか。	適・否	
		3	温泉利用許可施設に変更はないか。 (利用源泉、利用場所、給湯施設、循環ろ過装置、浴槽等)	適・否	
	掲示	4	温泉成分等の掲示が届出どおりにされているか。	適・否	
		5	掲示内容と実際の運用が一致しているか。 (掲示内容、掲示場所の確認、加水等の変更)	適・否	
		6	温泉成分の分析を10年以内に1回実施しているか。	適・否	
	浴用施設	7	浴室、浴槽等が常に清掃され、十分な温泉量が供給されているか。	適・否	
		8	浴室等の換気、採光が十分か。	適・否	
		9	飲用の許可を得ていない施設では、飲用不適の表示等、飲用防止措置が講じられているか。(不用意にコップ等を置いていないか。)	適・否	
	循環装置	10	外湯（露天風呂）にやむを得ず循環水を使用している場合、内湯とは別の循環ろ過装置としているか。	適・否	
		11	気泡発生装置等の空気取入口には土埃が入らないようにするための措置が講じられているか。	適・否	
	硫黄泉利用施設	12	空気中の硫化水素濃度が基準値を超えないように、浴室（露天風呂の場合は利用空間）に換気孔等（必要に応じて湯畑その他のばっ気装置等）を設けているか。 (ア) 浴槽湯面から上方10cmの位置 ppm (≦20ppm) (イ) 浴室床面から上方70cmの位置 ppm (≦10ppm)	適・否	
		13	換気孔等は2箇所以上（うち1箇所は、浴室の床面と同じ高さ）に設けているか。	適・否	
		14	浴槽の湯面が、浴室の床面より高くなるよう設けているか。	適・否	
		15	浴槽への温泉注入口は、浴槽湯面より上方に設けているか。	適・否	
		16	浴室等の換気状態の確認をしているか。	適・否	
		17	厚生センター所長が必要と認めたときは、浴室内の硫化水素濃度を原則毎日2回以上（うち1回は浴室利用開始前に）測定し、濃度に異常のないことを確認しているか。また、測定記録を保管しているか。	適・否	
		18	浴室が利用に供されている間、常に浴槽に温泉が満ちているか。	適・否	
		19	利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配っているか。	適・否	
		20	湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等に、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けているか。	適・否	
		飲用施設	21	施設を衛生的に管理しているか。 (源泉、中継槽、貯湯槽、送・引湯管路、飲用口)	適・否
	22		飲泉用コップは使い捨てにする等衛生的に管理しているか。	適・否	
	23		飲泉口で採取した温泉水の水質検査を年1回以上しているか。	適・否	
	24		水質基準に適合しないときは直ちに飲用を停止し届け出ているか。	適・否	
指導事項					

温泉利用施設等検査実績集計表

厚生センター(支所)

区分 種別	監視対象 施設等数	年間延べ 監視件数	監視施設 等件数 (ア)+(イ)+(ウ)	許可施設等の状況			指導等の状況 文書による 通知 ²⁾	備考
				良好な施設等 (ア)	当該年度中 に改善され た施設等 (イ)	指導等の必要 な施設等 (ウ)		
温泉源施設 (≧(I)+(II))								
温泉採取許可施設 (I)								
温泉採取確認施設 (II)								
温泉浴用施設数 (A)+(B)								
一般浴用施設数 (A) ¹⁾								
硫黄泉利用施設数 (B) (再掲) タンローリー・スタンド								
温泉飲用施設数								
温泉利用許可数	浴用							
	飲用							

1) 一般浴用施設とは、硫黄泉利用施設以外の温泉浴用施設をいう。

2) 指導等の状況欄の「文書による通知」は、指導事項がなく単に検査結果を通知した場合を含めない。

(別記様式3)

指導事項のあった施設の内訳表

厚生センター(支所)

No.	許可施設名(浴槽等名) 温泉地名	温泉利用施設					温泉源施設		採取許可		採取確認		備考
		許可等	掲示	浴用施設	循環装置	硫黄泉利用施設	飲用施設	許可等	安全対策	許可等	安全対策	確認等	

(記入上の注意)

- 1 別記様式2の「当該年度中に改善された施設等」及び「指導等の必要な施設等」について、検査結果に基づいて各々個別に記入すること。
- 2 温泉利用施設等の項目欄には、それぞれの施設に対して指導した内容(別記様式1-1又は別記様式1-2にそれぞれ対応した番号)を記入すること。
- 3 備考欄には、その他の内容を記入すること。